

高校日本史Bにおける戦後史理解への試論

～新潟県の地域史学習から見た高度経済成長～

藤野 豊

はじめに

現在、高校日本史Bの学習指導要領には、戦後の経済成長について、「生活意識や価値観の変化に着目して、戦後の経済復興、技術革新と高度成長、経済の国際化など日本経済の発展と国民生活の向上について考察させる」と記されている。そこには、戦後改革における農地改革、財閥解体などの経済の民主化⇒朝鮮戦争を機とする「特需」による経済復興⇒高度経済成長という授業の流れを作り、敗戦から10数年にして日本が経済大国の道を歩みだす軌跡を教えることが求められている。

もちろん、ここに示された軌跡は事実であり、日本は、1955年～1957年の神武景気、1958年～1961年の岩戸景気、1966年～1970年のいざなぎ景気を経て高度経済成長＝産業構造の重化学工業化を成し遂げている。高校日本史Bの授業では、1963年のGATT11条国への移行、1964年の東海道新幹線の開通、東京オリンピックの開催、さらにはOECDへの加盟、IMF 8条国への移行は、そうした高度経済成長の象徴として生徒に教えられている。中村正則は、こうした経済成長を達成させた条件の1つに「農村から大都市への人口移動」の激増をあげ、特に、「賃金は低くても、技術革新に適応できる知的レベルと柔軟性をもっていた」若年労働力の役割が大きかったと指摘しているが、⁽¹⁾教科書を見る限り、こうした認識は高校日本史Bの授業を進める上でも広く受容され、結果として、高度経済成長は戦後日本の輝かしい歴史として理解されるに至る。

これに対し、丸浜昭は、筑波大学附属駒場中学・高校における教育実践にもとづき、生徒の多くが高度経済成長の時代が「現在の日本の基礎をつくったと、この時代を肯定的にとらえている」こと、「高度経済成長は公害というマイナス面を生み、これからは『環境問題』が大きな課題であるという認識」を持っていることを指摘したうえで、現実の授業がこうした生徒の理解とかみ合っていないことを指摘する。そして、その理由に「歴史事象の提示がやはり一面的であり、生徒がいくつがの事象を関連づけて、ひとつの時代像としてとらえられるようにできていないからではないか」と問う。その上で、政治、経済、公害関係、外交、社会の各分野を並列した年表を活用し、高度経済成長が、共産主義に対抗するためのアメリカのアジア戦略（ロストゥ路線）の一環であったということに生徒を気付かせることを重視している。⁽²⁾

丸浜は同時代の国際関係、言わば“横”の関係を重視しているが、わたくしは、生徒の理解を深めるためには、時系列の関係、すなわち“縦”の関係も重視するべきであると考え。日本史Bの教科書の構成を見ると、戦後史については必ずしも時系列的に叙述されていないからである。それは、戦後史で教えるべき内容が、国内情勢のみならず、海外情勢にも及び、また、他の時代に比し政治史だけではなく経済史のウエイトが増しているため、止むを得ないことではあるが、そのため、生徒の理解が断片的な事実の記憶に陥りやすいのではないかと危惧している。これを防ぐには、丸浜が指摘するような国際情勢を重視する“横”の関係とともに、時系列を重視する“縦”の関係による歴史の理解もまた、必要となる。すなわち、それは、神武景気が始まる1955年以前と高度経済成長の関係に着目するということであり、特にわたくしが重視するのは、農地改革以後の東北・北陸などの水田単作地帯の農村がたどった軌跡から高度経済成長を見直す、あるいは、中央の政治・経済の動向、商工業の動向を軸に語られてきた高度経済成長を、地方の視点、農業の視点から見直すということである。

学習指導要領にも「地域社会の歴史と文化について、その地域の自然条件や政治的、経済的な諸条件と関連付けて考察させる」ことが求められ、具体的に「地域の範囲は、学校所在地を中心とする日常の生活圏、都道府県、それらを包含する地方など、学習指導上の観点に立って適宜設定すること」や「地域の史跡や諸資料の調査・見学などを取り入れる」ことも勧められている。新潟県の農村から見た場合、生徒は高度経済成長をどのように理解するであろうか。小稿では、そうした教育実践に向けた1つの試案を提示したい。

1 農地改革が生み出した農村の貧困

現在、もっとも多くの高校で使用されている日本史B教科書である山川出版社の『詳説日本史』では、農地改革について次のように記されている。……昭和21年、日本政府は第一次農地改革案を自主的に決定したが、地主制の解体の面で不徹底であったため、翌年からGHQの勧告案にもとづく自作農創設特別措置法によって第二次農地改革が開始され、1950（昭和25）年までにはほぼ完了した。……その結果、全農地の半分近くを占めていた小作地が1割程度にまで減少し、農家の大半が1町歩未満の零細な自作農となった一方、大地主たちは従来の大きな経済力と社会的威信をいっきよに失った。……農地改革は、GHQが示した五大改革のなかの経済の民主化の一環として教科書に記述

されているため、軍国主義の土壌となった農村の貧困の元凶である地主制度の解体という側面が強く意識され、改革後も残された小作農や改革により生み出された膨大な零細自作農の存在が忘れられがちである。

近年、戦後日本の格差社会の形成過程を明らかにした橋本健二にしても、農地改革により「小作から自作に転換した農民たちは豊かになった。小作料の重い負担を免れたからである」という認識にもとづき、『半封建的』とも呼ばれる前近代的な支配関係のもとにあった小作農という下層階級を、ほぼ根こそぎにして独立した農民層、つまり近代的資本主義社会の構成要素としての旧中間階級へと移動させたこと、「農家世帯の生活水準は向上し、耐久消費財の普及やマスメディアの浸透、学校教育の普及などの変化に、農民たちは都市の住民たちから大幅に遅れることなく、対応できるようになった」ことに農地改革の意義を求め、それゆえ、農村から若年労働力が育っていったと結論付けている。⁽³⁾

しかし、農地改革により農民の経済状況が向上したとするならば、なぜ、その後、農村から大都市に人口移動が激増しなければならなかったのか。山川出版社の『詳説日本史B』は、高度経済成長下の農村の変貌を「全国で、農村部から大都市圏にむけての大規模な人口移動が生じ、同時に耕耘機や小型トラクターが普及して農耕の機械化・省力化が進み、兼業農家が増加した」と記しているが、教科書を読んだ高校生のなかからも前記のような疑問は生じるであろう。高度経済成長の負の側面は、公害問題だけではない。日本社会に大きな貧富の格差を生み出したのではないか。⁽⁴⁾

農地改革が進み、小作地の90%が地主から小作農に売り渡されていた1948年末、栃木県の富裕な農家に福島県の農村などから子どもが労働力として売られていた事件が発覚し、社会に大きな衝撃を与えた。この事件に関して労働省では、1949年1月、栃木労働基準局がおこなった調査結果をまとめているが、そこでは「今後の経済事情の悪化に伴い、かゝる仲介業者がはびこり、往時の如く芸娼妓屋などと関係を取り、農村その他貧困家庭を欺瞞して子女を周旋する事態が起こらないとはいえず、現在直ちに取締を強化し将来の憂慮すべき事態を防止する必要がある」と、人身売買の原因となっている農村の貧困への憂慮を表明している。⁽⁵⁾ また、これとは別に、労働省では婦人少年局年少労働課のもとで、同局地方職員室と地方労働基準局の報告を取りまとめ、1948年12月～1949年4月の人身売買事件の中間報告書を作成しているが、そこでも「根本問題は農家の貧困にあり、国家として根本的な貧困救済対策を講じない限りこの種の事件は消滅しない」と断言していた。⁽⁶⁾

まさに、この事件は、農地改革直後の農村の貧困を象徴する出来事であった。すなわち、農地改革はたしかに寄生地主制を解体させたが、その一方で「残存する小作地が零細経営層に集中する結果をもたらし」、「戦前と基本的に同質な零細農耕制—零細農耕様式は農地

改革により、維持・固定され、むしろ一層の零細化」をもたらしたことを忘れてはならない。⁽⁷⁾ 農地改革に際し、中央農事委員会の委員を務めた農政学者近藤康男は、農地改革により寄生地主制は一扫されたが、「主食の供出制度と低米価と税金とは、かつての地主が収奪していた以上に農民を収奪するようになった」と指摘、地主が改革直前に土地所有を守るため小作地を取り上げることも多かったため、小作農が自作農になったと言っても、それは「独立自営農民ではなく、零細農というよりは、労働者ないし零細な商人に少しばかりの農地の所有権が与えられたと解すべきである」と述べた。⁽⁸⁾ さらに、近藤は小作地が狭く、農業に精進できないとして農地の売り渡しの対象とされなかった小作農や、農地を獲得後に経営的に自立できずにその土地を手離した自作農の存在を重視し、「農地改革は、多くの農民に土地所有権を与えたが、また多くの貧農に土地を与えなかった」と言い切った。⁽⁹⁾

同じく、農業史を専門とする古島敏雄も農地改革でも残された小作農の存在に注目し、「小作兼自作農乃至小作農が極端な零細耕地を優秀な経営をもつ在村地主より借りうけつつ、一般的な不況の中で、他に何等の労働の機会をも持ち得ないで、全生活を零細農耕にかけているのが、改革後の地主小作関係の象徴」であると述べ、これらの階層の「激甚な零細化」を農地改革の結果と位置づけていた。⁽¹⁰⁾

子どもの人身売買が問題化した福島県においては、同県農地部が1949年2月1日に実施した「三反未満経営農地調査」の結果、3反未満の耕地しか所有しない農家は全農家の14%を占め、そのうちの67%の農家が農業以外の職業を兼業していることが明らかになっている。生活程度については、「水田地帯では、下が74%で圧倒的であり、畑作農業地帯では、下、中の両段階に概ね均分し上は皆無」であった。⁽¹¹⁾ 山形県下でも、西村山郡三泉村では、1953年段階で、耕地3反未満の農家が収入の42.7%を農業外所得に依存している事実が報告されている。⁽¹²⁾

また、戦後も岩手県南部地方の山村では、地主が小作人から小作料を徴収しない代わりに小作人が地主の手作り地を無償耕作し、そのほか地主の家の家内労働などに住み込みで従事するという「名子」制度が農地改革でも解消していなかった。⁽¹³⁾ 労働省婦人少年局年少労働課の竹内清は、「名子」出身の貧農層は「牛馬より先に児童を売り渡す場合もあり、児童もこれを苦にしないような環境が存在する」と指摘し、⁽¹⁴⁾ 労働省婦人少年局も、「名子の地位は、現在の労働者中、最低のものであり、封建性そのまゝの形で停とんしている」とみなしていた。⁽¹⁵⁾

このように、農地改革は、その結果として農業以外の収入に依存しなければ生活できない膨大な零細農を生み出していた。特に、冬は雪に覆われ、二毛作もできない水田単作地帯には、そうした農地改革の負の側面が集中的に現れていた。それゆえ、前述した労働省の下で作成されたふたつの報告書は、人身売買の原因として農村の貧困を重視していたの

である。1951年3月には、「積雪寒冷がはなはだしく、経済的に遅れた積雪寒冷単作地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに整備して農業生産力を高め、もって農業経営の安定と農民生活の改善とを図り、あわせて国民経済の発展に寄与すること」を目的とする積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が超党派の議員立法として成立した。同法は、当初は5年間の時限立法として、農林大臣、道府県知事から指定された地域に対し、農地の開発・改良・保全、農業技術の改良、農畜産物の加工・販売などの農業振興計画を実施するものであるが、こうした法律を作成しなければならないような状況が積雪寒冷単作地帯を覆っていたのである。では、次に、この法律の対象地区にも指定された新潟県について具体的に検討していこう。

2 新潟県農村の貧農層の実態

(1) 農地改革後の新潟県の農村

前述したように、山川出版社の『詳説日本史B』の教科書には、農地改革の結果、「小作地が1割程度にまで減少」と記されているが、残された小作地の割合には地域により格差があった。新潟県における残存小作地の割合は全農地の6.55%で、数字上では「徹底した解放」がなされたことになる。しかし、郡別に見れば残存小作地率は、北蒲原郡では1.8%にまで減少した一方、佐渡郡で15.6%、刈羽郡（平坦部）で12.5%を示すなど、農地改革の成果は新潟県内でも大きな地域格差を示している。また、経営規模についても、1950年段階で「農家と称せられない性格」となる5反未満の農家は、小作で81.4%、小自作で48.3%、自小作で19.6%、自作でも16.7%を占めていた。⁽¹⁶⁾ 農地改革直後に曾田英宗が新潟県刈羽郡でおこなった調査では、七日町村では全小作地の24%が残され、以下、中里村では18%、山横沢村と高田村では15%の小作地が残されている。この調査を基に、曾田もまた、農地改革について「地主的土地所有の清算という見地よりするも甚だ不徹底」であり、「自作農化した小作農が再び小作農に転落せざることを保証する方策もなく、ましてや土地少なき農民に土地を與え、農業経営の高度化と農民生活の向上を保証する条件を積極的に作り出しておらぬ」と指摘しているのである。⁽¹⁷⁾ このような現実の下、新潟県における「零細な自作農」や残された小作農は農地改革以後をどう生き抜いたのであろうか。

まず、顕著になるのは、吉田久一が、1949年2月に開始されたドッジ・ラインによるデフレで農産物価が下落、農村経済は悪化し、農村人口の自然増や農地改革による耕地細分化とともに「農村潜在過剰人口」が形成されていったと指摘しているように、⁽¹⁸⁾ 農業経営を継承できない貧農の次三男や女性の離村である。1953年8月1日現在で新潟県統計課がおこなった調査によれば、県下の農家人口は1950年に比して3万9552名も減少して

いるが、同課は、「その主な理由としては、農業経営に恵まれない農家の二三男女が、そのはけ口を県外に求め、定職出稼や就職して流出したため」と推測している。⁽¹⁹⁾ 問題となるのは、その出稼先における労働の実態である。

栃木県における子どもの人身売買事件が発覚した直後の1949年1月初めから、県内の人身売買について、新潟県児童課は新潟地区検察庁、国家地方警察新潟県本部、新潟労働基準局とともに調査を開始、2月5日までに悪質なものを10数件を含む152件の人身売買の存在を明らかにしている。この調査によれば、被害者は水田単作地帯の北蒲原郡と降雪量の多い中頸城郡に圧倒的に多く、「十二歳を最低に十八歳未満の女の子が九十六名を数え女給、芸者、女中、織物女工等大半は労働基準法に反し、その多くは労働契約を無視して前借で手離されたり、あるいは給料は親元に支払われていた」という（『毎日新聞』1949年2月7日、『新潟日報』1949年2月6日）。水田の単作、夥しい降雪という東北地方と共通の条件を有する新潟県においても、東北各県同様、人身売買は進行していた。

1951年5月21日、新潟西警察署は、かねてから内偵中であった新津市と新潟市在住の2名の男女を新潟市内の15歳の少女ら3名を東京新宿2丁目の「特殊飲食店」に売った容疑で逮捕した（『新潟日報』1951年5月24日）。その後の調べで被害女性は20名に及び、6月12日、新潟地方検察庁は周旋人2名を児童福祉法、職業安定法違反の容疑で起訴した（『新潟日報』1951年6月13日、同1951年7月1日）。周旋人のひとりには15名の手下がいて、売られた先は東京新宿2丁目のみならず、千葉県船橋市、長野県松本市、福島県若松市など多方面に亘っていた（『新潟日報』1951年7月1日）。

この事件（「新潟事件」と呼称された）を機に、同署は「同様事件が新潟市内の特殊飲食店にも発生しているとみて内偵」を続け、7月10日、ひとりの経営者に児童福祉法違反容疑で任意同行を求め、取り調べを開始している（『新潟日報』1951年7月11日）。さらに、8月には高田市警察署の取り調べで富山県在住の周旋人により高田市内の少女ら9名が長野、富山両県の「特殊飲食店」に売られていた事件が発覚（『朝日新聞』新潟版、1951年8月3日）、9月には、村上町警察署が、町内の女性が大阪市飛田の「特殊飲食店」に売られた件で、周旋人と「特殊飲食店」の経営者を逮捕することになっているし（『新潟日報』1951年9月22日）、新潟東警察署も、15名の女性が長野県などの「特殊飲食店」に売られた事件で、周旋人や「特殊飲食店」経営者を職業安定法、児童福祉法、勅令第9号違反の容疑で検挙、送検した（『新潟日報』1951年9月27日、『朝日新聞』新潟版、1951年9月27日）。10月に入っても、5日、新潟西警察署は人身売買の周旋をおこなった疑いで福島県若松市の男性を逮捕したが、買った側として新潟県内の「特殊飲食店」経営者10名を検挙し、書類送検している（『読売新聞』新潟版、1951年10月17日、『朝日新聞』新潟版、1951年10月17日）。

さらに、12月18日、新発田職業安定所長は県に対し、愛知県に出向いて調査した結果として、新潟県内の農村より愛知県に正規の「職業紹介のルートに乗らない季節労働者」が1000人も送り込まれていると報告している（『朝日新聞』新潟版、1951年12月20日）。

これらの事件の被害者がすべて農村出身者と断定はできないが、11月13日に新潟地検が法務総裁、東京高等検察庁検事長宛てに提出した「所謂人身売買事件に関する新潟地検の調査報告」は、新潟県に人身売買が多い理由のひとつとして水田単作地帯ゆえの「出稼ぎの慣習」を明記していた。⁽²⁰⁾

また、新潟県内では、1952年3月、紡績会社の不況が新たな人身売買の増加の原因となっていた。経営不振で求人取り消しを申し入れる会社も相当予測され、3月に中学を卒業する者のうち2000～3000名が就職を希望してもできないとみなされ、新潟県は各職業安定所を通じて「女子中学生を対象とする人身売買事件の防止に力を入れること」とし、新潟労働基準局も2月15日、人身売買の防止の重視を各監督署に指示した（『毎日新聞』新潟版、1952年2月18日）。しかし、3月に入ると、高校進学を希望した不合格者も含め、中学卒業者のうち6000名が失業者となることが予想され、「新聞広告欄などには高給を条件にした女中、女給から農家手伝いなど危い宣伝が最近ぐっと多く」なり「長岡、三条などには県外からのブローカーらしいものが現れている」という情報も伝えられる。県職業安定課は「紡績を断られて農業を手伝っている娘さんたちも八月の農閑期になったら家に居にくくなるだろうし、昔ならがの親孝行の気持が悪く手伝って特飲店入りを希望する者も現われよう」と憂慮する事態となり（『朝日新聞』新潟版、1952年3月18日）、18日の県議会全員協議会の場で県労働部長は公共職業安定所を「利用する習慣を養って行くのが第一」と発言している（『朝日新聞』新潟版、1952年3月19日）。結局、新潟県下では、紡績十大会社の求人3600名中1600余名が採用取り消しとなり、新潟県児童福祉協議会は「人身売買を防げ」のスローガンを掲げることになる（『朝日新聞』1952年3月31日）。

3月13日には、新潟県青少年問題協議会が三条市信用金庫に県労働部、同民生部、公共商業安定所関係者、三条市当局、三条市警、三条市内の風俗営業者代表を招き、人身売買を中心とする青少年問題懇談会を開き、抜本的対策を立てることになっている（『新潟日報』1952年3月10日）。しかし、4月初旬には、高田労働基準監督署や高田公共職業安定所では、採用取り消しを受けた中学卒業生への人身売買について「すでにそのキザシがある」との危機感を懐いていた（『朝日新聞』新潟版、1952年4月4日）。5月16日には、新潟労働基準局より人身売買対策について諮問を受けていた新潟地方労働基準審議会が各労働基準監督署、新潟地方法務局、新潟地方検察庁、各警察、各公共職業安定所、各児童相談所、各教育委員会、各福祉事務所をはじめ「報道機関、民間有識者、学校、裁判所などあらゆる機関」により各地区ごとに人身売買防止対策委員会を設けるべきであるとする

答申書を決定しているが（『新潟日報』1952年5月14日、同1952年5月17日、『朝日新聞』新潟版、1952年5月17日）、紡績工場の操業短縮により県内では4月末までに1200名の女性労働者が解雇、帰郷しており、状況はますます悪化していた。県としても、人身売買の増加を懸念し、5月21日、各公共職業安定所に彼女たちの相談と就職促進に万全を図るように指示するとともに（『読売新聞』新潟版、1952年5月22日）、6月の県議会に、職業安定課から彼女たちの人身売買を防ぐための就職相談の費用300万円の予算を要求した（『朝日新聞』新潟版、1952年6月4日、『読売新聞』新潟版、1952年6月4日、『毎日新聞』新潟版、1952年6月11日）。新潟労働基準局でも、5月26日、各労働基準監督署長の関係課長会議を開き、人身売買の防止を含む1952年度の総合監督方針を指示した（『毎日新聞』新潟版、1952年5月27日）。さらに、5月末には、高田市内で中学卒業生への就職斡旋を装った悪質な人身売買がおこなわれているとの情報を得た高田労働基準監督署においても、管内の「特殊飲食店」や芸妓置屋などに対し「賃金と前借の相殺を行ってはいけない」「強制労働を行ってはいけない」「必ず一ヶ月四日の休日を与えなければならない」「休日または休憩時間中の従業員を不当に拘束してはいけない」の4項目を警告し（『夕刊新潟日報』1952年6月1日）、6月には三条公共職業安定所では人身売買防止のため、生活保護家庭の実態調査に着手している（『夕刊北越新報』1952年6月8日）。国家地方警察県本部と各自治体警察も5月15日から県下一斉に人身売買の徹底的取り締まりを開始する（『新潟日報』1952年6月7日）。国家地方警察県本部防犯統計課の調査では、1月～6月に検挙された人身売買の周旋人は65名、被害女性は116名（18歳以下は49名）に、5月15日～6月5日のわずかな期間でも被検挙者30名、被害女性45名に、それぞれ及んでいた（『朝日新聞』新潟版、1952年7月23日、『読売新聞』新潟版、1952年6月7日）。このように、農地改革後、ドッジ・ラインによる不況の渦中にあった1951年～52年、新潟県下の農村は人身売買の土壌となるほどの疲弊の極にあったのである。そして、それに追い討ちをかけたのが1953年の冷害であった。

（2）冷害・凶作下の新潟県の農村

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の下、農林省は全国指導農業協同組合連合会と農業研究所に委託して農村実態調査を実施、その一環として、1952年4月、新潟県中蒲原郡小林村への調査をおこなった。その報告書には「水田単作のため米以外の収入は殆んどなく、農家経済の季節的偏倚を来し、その円滑を欠いていると共に、稲作の豊凶が農家経済に決定的影響を与えている」と記されているが、⁽²¹⁾このことは小林村に限らず、北海道・東北・

北陸の多くの農村にも共通するものであろう。そして、1953年、北海道・東北・北陸地方を冷害が襲い、大凶作となる。農林大臣の諮問機関積雪寒冷単作地帯振興対策審議会では同年10月に青森・岩手・宮城・福島・長野・富山6県を対象に現地調査をおこなうが、それによれば、この年の冷害は、梅雨の長期化による濃霧の多発と日照不足、それに「八月下旬の低温が決定的」となって発生したもので、被害は均一ではなく、特に太平洋側と内陸の山間部に大きかった。たとえば青森県では、稲作の作付け指数が、津軽地方内陸部や日本海沿岸では80%程度であったが、太平洋に面する南部地方では20%台に落ち込む地域もあった。また、岩手、宮城、福島各県では沿岸部とともに内陸の高冷地にも冷害被害は及び、宮城県の「南部平坦地帯及び高冷地帯」、福島県の「浜通り（海岸地帯）及び阿武隈山系に属する高冷地帯」は「被害激甚地」となっていた。

冷害は農家に大きな負債をもたらした。被害を受けた水田単作地帯では「農家の唯一経済収入源である水稻を始め主要農作物の収穫が減収し、ために肥料・飼料・農薬・農機具等々生産資材購入のため借入れた営農資金の返済に困却し、農地の闇売り、林地や家畜等生産財の投売りを余儀なくされている実情」が現出した。⁽²²⁾

また、この調査とは別に、農林省では農林大臣官房調査課内に冷害実態調査委員会を設置し、1954年2月、東北6県を対象にした調査を実施しているが、そこでも、冷害の原因は7月以降の日照不足と8月中旬以降の急激な低温にあると指摘され、稲作への被害は、偏東風の吹く太平洋沿岸部と中央の山間部に集中していると報告されている。平年作に比し、太平洋岸部の青森県上北郡は59%、同県三戸郡は75%、福島県相馬郡は68%、山間部の岩手県上閉伊郡は82%、宮城県刈田郡は74%、山形県最上郡は79%の収穫に止まった。青森県では、「津軽では一般に冷害についてほとんど問題とならないのに、南部では一村あげて一しかも相当の水田面積を有しながら一はげしい被害に苦しんでいるところ」もあった。また、県別に1953年の産米の供出量を前年と比較すると、青森県は61%、岩手県は74%、宮城県は72%、秋田県は101%、山形県は91%、福島県は38%となり、作況指数でも、青森91、岩手92、宮城93、秋田97、山形97、福島68を示し、県単位では福島県の被害が最大であったとすることができる。⁽²³⁾しかし、作況指数では91と、減収率9%の青森県においても、この年の冷害は「凶作史上かつてなかつた大正二年以来の大災害」とみなされ、農業収入が「大激減」し、「営農資金の欠乏による明年の再生産に対する障害、更に生活困窮による社会不安の醸成、飯米不足による転落農家の激増等」が予測されていた。⁽²⁴⁾

こうしたなか、1953年10月29日、第17回臨時国会が開会される。この年は北海道・東北・北陸の冷害のみならず、北九州と近畿地方の台風による風水害も起こり、全国的な凶作が

予測されたため、この国会は「災害対策だけを取り上げて“救農”臨時国会を開こう」という改進黨など野党が第五次吉田茂内閣に強く要請し開かれたものである。⁽²⁵⁾「救農国会」を開かねばならないほど、冷害の被害は深刻であったと言えよう。

新潟県においては、すでに、冷害の不安が高まっていた1953年8月31日、左派社会党の神近市子、藤原道子両国会議員を招き、新潟婦人少年室、新潟労政事務所、新潟県婦人連盟が共同で開いた売春問題についての懇談会でも、「農業県である新潟、東北地方に女の身売りの多いのは農村の貧窮が原因になっていると思う」（農業改良普及員）、「農村の実情を見ると女は『売られる』よりも前にあまりにも貧乏な家計を見て自分で『身売って』行くのではないか」（農村婦人）という参加者からの発言がなされている（『朝日新聞』第二新潟版、1953年9月2日）。この年は、県下の農村は冷害のみならず、水害にも襲われている。農地改革後も貧窮から解放されなかった新潟県の農村に冷害や水害はどのような影響を与えたのか。

県下でもこの年は、7・8月の異常低温と多雨寡照により「昭和9年以来の大凶作」となり、山間地の被害が大きく、「50%以上減収町村が相当あり、極端なのは76%以上減収となつた町村」もあった。⁽²⁶⁾

1953年9月25日、東北地方と新潟県に派遣された雑誌『エコノミスト』の記者は、「冷害、凶作を伝えられる東北農村の実情はどうなのか、またしても昭和の初期のような身売り問題が出てくるのか」と、取材目的を提示し、新潟県東頸城郡の状況について次のように報じている。

農家人口の一割に近い五千八百人が出稼ぎ希望といわれ、同郡でも最もひどかった菱里村では、全村あげて出稼ぎ対策をねっている。収穫が皆無に近いので、飯米もなほいからよそで飯を食って現金を稼ごうというわけだ。しかし、この場合、女が出稼ぎに出るといふのに、身売りする危険も伴ってくる。

記者は、取材を終えて「農地改革の狙った自作農創設による農家経営の安定は、もともと期待出来なかったのだが、冷害は貧農のみならず自作農の地位も次第に転落させて行くことはみのがせない事実であろう」と、被害農家の将来を不安視していた。⁽²⁷⁾

県農業委員会も県と共同で9月4日から7班に分かれ、県内の作況調査を実施していたが、中頸城郡の山間部にある櫛池村は前年より4割の減収、斐太村では3割の減収となり、調査に当たった県の供出係長は「ここ数十年来ない大凶作だ」と語っている（『新潟日報』上越版、1953年9月7日）。そして、15日の委員会では、佐渡郡、西蒲原郡については「涙なくしてはみられない惨状だ」との報告がなされ、さらに「山間地では飯米すら確保でき

ない農家があり、大量の転落農家が出ると予想される」ことや、中頸城郡郷上村では「作に絶望し」た村民が「職安所に出かせぎあっせんを依頼する」ことなども判明、県は、こうした事実を重視し、「冷害を受けた東北各県と協力し急ぎ国に対策を要望すること」にした（『朝日新聞』第一新潟版、1953年9月16日）。

しかし、農民は国の施策に多くを期待していない。被害の大きかった中頸城郡の山間部にある中郷村では、「娘達は家計を助けようと糸姫を志願し名古屋地方へ出かけるものが多くな」り（『新潟日報』上越版、1953年9月11日）、同郡豊芦村のある農民は「稲の調子が変わると気づいた八月ごろから一升の米に麦三合・アワ三合と野菜をまぜた主食。ジャガ芋は麦と交換した方が得なので食えない。売っていた鶏卵は体が参ってしまいそうなので、自家用にふりかえている」と生活を切り詰め、村全体でも「盛大な婚礼や法要は、とてもやれない。秋祭りに客を呼んだ家は一戸もなかった」という（『朝日新聞』第一新潟版、1953年10月9日）。北蒲原郡では、農業委員会、農協、町村会により「パンやウドンで危機をのり超えよう」という運動も起された（『朝日新聞』第一新潟版、1953年10月21日）。中頸城郡凶作対策委員会などの調査では、同郡では収穫の5割以上の被害を受けたのは、5反未満の農家の49%に上ることが判明していた（『新潟日報』上越版、1953年12月10日）。

直江津公共職業安定所でも、出稼ぎ希望者の職場開拓に乗り出すが、「若い女性の出かせぎ希望者も近年にない多数に上り少なくとも三千名を突破」すると予測し、「本年は出かせぎ女性のはんらんをねらつて悪周旋屋が暗躍、人身売買をする危険もあり、現に頸南の山村でこうしたブローカーの手にかかる寸前救われた事実が三件あつた」というので、出稼ぎにも同所を通すように呼びかけていた（『新潟日報』上越版、1953年9月13日）。⁽²⁸⁾

国家地方警察新潟県本部防犯統計課の調査では、1953年1月～8月の県内の人身売買被害者は99名に達していたので（『新潟日報』1953年10月27日夕刊）、今後の被害拡大が憂慮されたが、12月28日には、貧農の女性7名が東京の「特殊飲食店」に売られるという事件も発覚している（『朝日新聞』新潟版、1953年12月29日）。

県農林部農務課では、1954年1月下旬から2月下旬にかけて山間平坦地に当たる中頸城郡明治村で、3戸の農家を抽出して冷害被害の実態調査を実施するが、そこで、村全体の1953年の水稲収穫高が1948年～52年の平均の70.9%であるなかで、前年比の50%という最も大きな被害を受けた1軒の農家に関する報告に注目したい。この農家は田を1町9反9畝余、畑を9畝余経営しているが、そのうち田3反1畝余、畑2畝余は小作地である。農地改革以前は小作農であり、「高率現物小作料を支払つて生活するためには、勢い他人の放棄するような劣悪な耕地を借入れて耕作することが必要となり」、そのため耕地は分散し、農地改革後も「農道が通れないために客土はできない」ことや水利面での不備などの農作業上の不都合に甘んじなければならなかった。こうしたことが冷害の被害を大きく

じたと推測され、農務課でも山間地帯では「耕地等への自己資本投下は殆んどできない状態」にあり、「その結果農地改革によつても過去の貧窮と劣位から脱することはむづかしい」と結論付けていた。⁽²⁹⁾

また、こうしたなか、農地を売却する農民も続出した。県農地課によれば、許可された農地売却は、1953年は1万2000件（約1000町歩）であったが、1954年に入ると1、2月だけで5000件に達し、1年間では2万5000件（約2000町歩）に達すると予測されていたが、その理由の1つは「農家の生活が苦しいこと」であった（『朝日新聞』新潟版、1954年3月24日）。

1954年4月30日付『新潟日報』は一面トップで、「くずれゆく農地改革 増えた零細農の土地売り」と題し、共同通信がおこなった全国の農地売却状況の調査結果を伝え、「問題は本県だけではない」と強調していた。農林省新潟調査統計事務所の調査では、1953年度の県内農家の平均赤字額は2万6900円で、これは前年度より1万9400円も増加していた。特に、中魚沼・南魚沼両郡を含めた上越地方では「冷害など痛手がひどかっただけに水稻収入は大きく減っているのが目立ち、農薬その他の支出も増加しているので各農家とも家計は相当苦しい」とみなされていた（『朝日新聞』新潟版、1954年4月13日）。食糧事務所直江津支所からの情報によると、中頸城郡でも、農耕牛、さらには山林や住宅を売却するなど「みじめな農家が激増」していたという（『新潟日報』上越版、1954年4月23日夕刊）。

以上、述べたように1953年の冷害は、農業では食べていけない農民を増加させ、新潟県下の農家にも出稼ぎ、人身売買、農地売却などの深刻な結果をもたらした。こうした離村する農民が、都市の工場や商店の低賃金労働力となり、高度経済成長を支えていくことになるが、特に高度経済成長の原動力の1つとして中学卒業者の集団就職があげられる。青森県と岩手県を中心に集団就職開始の実態を調べた山口覚は、冷害被害のなか、人身売買の増加に危機感を持った県当局が、若年女性の人身売買対策や農家の次三男対策の中心として県外への就職を勧め、その結果、中学卒業者の集団就職が計画されていたと推測している。⁽³⁰⁾

もちろん、集団就職とは、加瀬和俊が述べているように、「都市部において大企業との求人競争で遅れをとらざるをえなかった中小企業、家族経営などが、地域的にまとまった求人活動＝『集団求人』を行ない、求人コストを節約し、求人情報を共有するとともに、相互の採用条件を等しくして、一括採用に近い状況を作り出し」「職業安定所や行政の支援も得て、求人競争力の補完をはかった行動」であるが、⁽³¹⁾それが東北地方の自治体にとり人身売買防止対策としても機能したと考えられる。同様のことは新潟県にも当てはまるであろう。

以上、述べたように、新潟県の農地改革の実態、1953年冷害の実態を生徒に示すことにより、農地改革でも貧しさから解放されなかった水田単作地帯の農民の生活について生徒を理解に導き、高度経済成長で都市は発展するにもかかわらず、農村が過疎化する必然性にも気付かせることができるであろう。

おわりに

小稿では新潟県の地域史学習を通して、農地改革から高度経済成長に至る軌跡を“縦”の繋がりについて考察した。では、こうした学習は新潟県や、同様の状況下にあった北海道・東北・北陸地方の農村部の高校のみで可能なことだろうか。この点について、わたしは、他の地域においても実践できると考えている。たとえば、北海道・福島・茨城・山口・福岡・佐賀・長崎など旧炭鉱地帯を抱える地域では、高度経済成長のもう1つの原動力ともなったエネルギー革命を軸にした学習のなかで可能である。すなわち、戦後の経済復興策として採用された傾斜生産方式のもと、石炭の増産が求められ、炭鉱は一時的に活況を呈したものの、ドッジ・ラインにより傾斜生産方式が終わり、アメリカから安価な石油の輸入が増加させられると、1950年代には炭鉱不況が襲い、合理化の嵐が吹き荒れ、炭鉱から大量の失業者があふれ出た。その後の軌跡は、冷害後の北海道・東北・北陸地方の貧農のそれと共通しているのである。炭鉱の町の戦後史を学ぶことにより、エネルギー革命が安価な労働力を提供したという高度経済成長の実態を生徒に理解させることができるであろう。

教科書に叙述されているのは、全国的な概況である。教科書中心の学習にそれに地域史学習を組み込むことにより、ひとつひとつの事実の関連性が把握できるようになる。小稿が新潟県内の高校教育の現場のかたがたの教育実践の参考になれば幸いである。

注

- (1) 中村政則「一九五〇—一九六〇年代の日本—高度経済成長—」(『岩波講座 日本通史』20巻、1995年)、40頁。
- (2) 丸浜昭「歴史学習として『高度経済成長の時代』をどうあつかうか」(『歴史地理教育』647号、2002年12月)、34～37頁。
- (3) 橋本健二『「格差」の戦後史—階級社会—日本の履歴書—』(河出書房新社、2009年)、78～80頁。
- (4) 大門正克は、高度経済成長期の「重化学工業化と地域開発政策は、農村から都市への人口移動と農村の解体現象を急速に進めた。経済成長の段階で農村から都市への人口移動が起きることや、高度成長の時代に都市の過密と農村の過疎がつくられたことは、常識的な事柄のようにみえる」と述べたうえで、「若年人口が急激に都市に吸引される徹底した国内市場の開発が過疎化を作り出した」と説明している(大門正克「高度成長の時代」、大門他編『高度成長の時代1・復興と離陸』大月書店、2010年、27頁)。小稿は、この「常識的」とされる現象を新潟県の農村から検証するものである。
- (5) この資料には表紙が欠落しているためタイトルは不明であり、また刊行年月も不明である。

- 小稿では、「人身売買問題に関する労働省報告書」と仮題を付けておく（富山国際大学図書館所蔵）。
- (6) 労働省婦人少年局年少労働課『いわゆる人身売買事件に関する報告書』、18頁。なお、この報告書については、かながわ女性センター図書館山川菊栄文庫所蔵本と法政大学大原社会問題研究所所蔵本との間で表のレイアウトなどの異同があるが、小稿では前者に依拠した。
 - (7) 大石嘉一郎「農地改革の歴史的意義」（東京大学社会科学研究所編『戦後改革』6巻、東京大学出版会、1975年）、35頁・37頁。
 - (8) 近藤康男『農地改革の諸問題』（有斐閣、1951年—『近藤康男著作集』8巻、農山漁村文化協会、1975年—）、45～56頁。農業経済学者石渡貞雄は、近藤の研究に依拠しつつ、農地改革によって「農村は民主化され、農民は地主から解放され」というのは「デマゴギーでしかなかった」と断言し、その理由として、農民の保安隊志願の増加とともに人身売買の事実をあげている（石渡貞雄『農地改革の基本構造』、東京大学出版会、1954年、43頁）。
 - (9) 近藤康男『日本農業の経営分析』（岩波書店、1959年—『近藤康男著作集』9巻、農山漁村文化協会、1975年—）、34～36頁。
 - (10) 古島敏雄「地主の小作地取上と農地改革の限界」（『東洋文化』4号、1950年11月）、12頁・20頁。
 - (11) 福島県農地改革史編纂委員会編『福島県農地改革史』（福島県農地委員会協議会、1951年）、475～477頁。
 - (12) 森武磨「東北地方における農地改革—山形県三泉村の事例—」（『駒澤大学経済学部研究紀要』56号、1998年3月）、13頁。
 - (13) 鈴木一郎「農地立法と名子制度—その史的アウトライン—」（『東北学院大学論集』26号、1956年12月）、23～27頁。
 - (14) 竹内清「岩手県下における雇用慣行—名子制度を中心として—」（『婦人と年少者』3巻11号、1955年11月）、17頁。
 - (15) 労働省婦人少年局編『年少者の不当雇用慣行—実態調査報告（東北篇）—』（1954年—『性暴力問題資料集成』7巻、不二出版、2004年—）、385頁。
 - (16) 新潟県農地部農地開拓課編『新潟県農地改革史 改革顛末』（新潟県農地改革史刊行会、1963年）、1010頁・1013～1014頁・1041頁・1044頁。
 - (17) 曾田英宗「新潟県刈羽郡の農業—農地改革と土地所有関係の変貌—」（『柏崎短期大学社会科学論集』1号、1950年1月）、126頁・134頁。鳥谷部仁は、農地改革により「戦前からの地主制という社会的障壁が一挙に破壊され、自作農に平準化した均質的農村が作りだされていった」と評価するが（『新潟県史』通史編9巻、新潟県、1988年、102頁）、新潟県でも地域によって残存小作地率には大きな差があり、わたくしは、こうした評価には同意できない。また、溝口敏磨も、「地主王国新潟県では徹底した農地改革がおこなわれた」と評し、以後、「食糧増産の課題に積極的にこたえていった」農民像を描いているが（大島美津子他『新潟県の百年』、山川出版社、1990年、297～302頁）、現実には食糧増産どころか飯米確保も困難となる農民も多かったのである。
 - (18) 吉田久一『日本貧困史』（川島書店、1984年）、424～425頁。
 - (19) 新潟県統計課編『農村二三男実態調査結果報告書』（同課、1953年）、3頁。
 - (20) 法務府検務局編「人身売買取締関係資料」（1952年2月）、28～29頁。
 - (21) 全国指導農業協同組合連合会編『積雪寒冷単作地帯農村実態調査—新潟県（水田地帯）—』（農林大臣官房総合開発課、1952年）、31頁。
 - (22) 『積雪寒冷単作地帯振興対策審議会 昭和二十八年冷害現地調査報告書』（農林大臣官房総合開発課、1953年）、5頁・7頁・79頁・86頁。
 - (23) 農林大臣官房調査課編『昭和二八年冷害実態調査報告書』（同課、1954年）、3～4頁・12頁・16頁・62頁・224頁。

- (24) 青森県凶作対策本部編『昭和28年度 青森県凶作対策事業記録』(1954年)、巻頭。
- (25) 「“救農国会”への問題点」(『週刊読売』11巻90号、1953年11月8日)、12頁。
- (26) 新潟県農林部編『昭和28年度冷害実態調査書』(新潟県農林部農務課、1954年)、巻頭「はしがき」、1頁・52頁。
- (27) 「凶作の東北農村をゆく」(『エコノミスト』31年(？28年?)40号、1953年10月)、26頁・28頁・30頁。
- (28) 第17回国会においても、1953年11月5日、参議院法務委員会で、赤松常子(右派社会党)は、「最近の冷害それから水害で非常に又娘の身売りが頻りに報道されておりますし、私この間新潟に参りましたときも、実は地方の新聞にはつきりそういう事実も出ております」と発言している(『第十七回国会参議院法務委員会会議録』5号、2頁)。
- (29) 新潟県農林部農務課編『昭和28年度冷害をめぐる諸条件』(同課、1954年)、12頁・15頁・19～20頁・25頁。
- (30) 山口 覚「人身売買から集団就職へー『一九五四年青森発、戦後最初の就職列車』をめぐる一」(『関西学院史学』31号、2004年3月)、144～145頁。
- (31) 加瀬和俊『集団就職の時代ー高度成長のにない手たちー』(青木書店、1997年)、145頁。

(付記) 小稿は、富山第一銀行奨学財団より研究助成を受けた「戦後初期 農漁村における年少労働者の雇用形態」(2009年度)、「東北冷害・炭鉱不況のもとにおける女性・年少労働者の雇用形態」(2010年度)の研究成果の一部である。研究を助成していただいた同財団に御礼申し上げる。また、資料調査では、かながわ女性センター図書館山川菊栄文庫、国立国会図書館新聞資料室、新聞ライブラリー、新潟県立図書館、新潟県立文書館、法政大学大原社会問題研究所などを利用させていただいた。各機関にも御礼申し上げます。